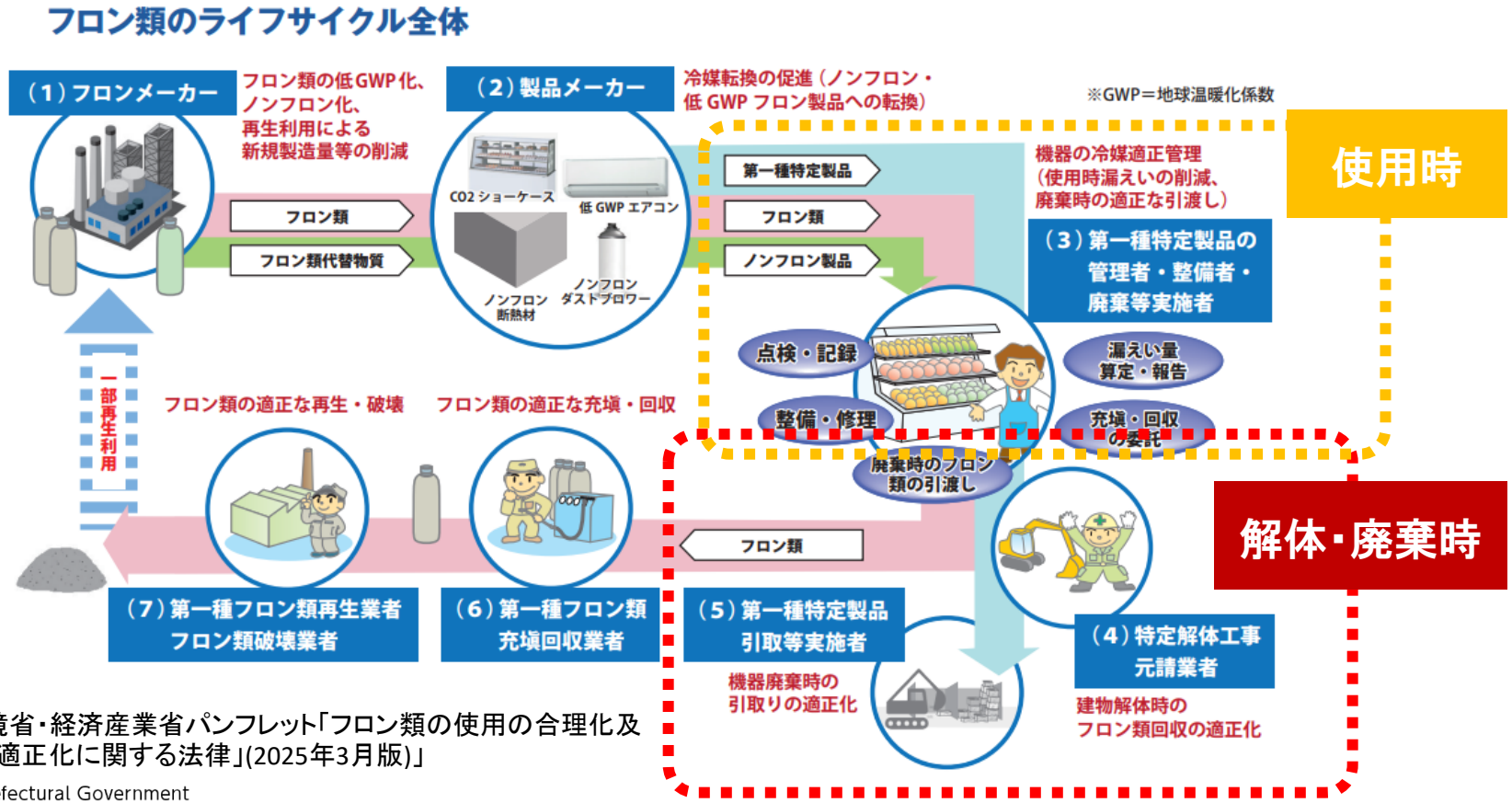
フロン排出抑制法について

フロン回収・破壊法（平成14年施行）
⇒平成27年４月「フロン排出抑制法」に改正され施行
（正式名称：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）
※フロン類のライフサイクル全体を規律（廃棄時だけでなく使用時も）



出典：環境省・経済産業省パンフレット「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(2025年3月版)」

機器を使用しているときの管理者の責務

■ 管理者の機器管理に係る「判断の基準」において、以下の遵守が求められている。

2019年改正点　2022年改正点

平常時の対応

①適切な場所への設置等

・機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全。

②機器の点検

・管理者は、保有する**機器の点検**をする必要がある。

点検の種類	機器の種類		点検頻度
簡易点検	すべての機器		3か月に1回以上※
定期点検	冷凍冷蔵機器	定格出力7.5kW以上	1年に1回以上
	エアコンディショナー	定格出力50kW以上	1年に1回以上
	エアコンディショナー	定格出力7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上

※常時監視システムを用いた措置を行う場合を除く

漏えい発見時の対応

③漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止

・冷媒漏えいが確認された場合、**修理なしでのフロン類の充填は、原則禁止**。可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置を実施する必要がある。

④点検等の記録の保存等

・点検整備記録簿は、機器を廃棄するためのフロン類の引渡しが完了した日から3年間保存すること。

・機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示すること。

（出典：環境省　フロン排出抑制法の概要）

詳しくは　フロン管理者　手引き

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の規制が強化されました。

2020年4月施行

フロン排出抑制法の対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



建設・解体業者

やるべきこと

❶解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。
改正点 **その書面の写しを3年間保存。**

❷フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
（工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合）

❸フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。





フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

工事の発注者



改正点
フロン類を未回収のまま行う機器廃棄は直接罰の対象。

違反した場合、50万円以下の罰金

廃棄物・リサイクル業者



改正点
フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止。

違反した場合、50万円以下の罰金

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら・・・

○解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
○事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
○書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

機器がある場合

フロン類が回収済み

○工事発注者からフロン類の**引取証明書の写しをもらいます。**

フロン類が未回収

方法②の場合

方法①：工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
方法②：工事発注者に対して、発注者自ら（又は第三者に委託して）フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

引取証明書（写し）

充填回収業者※

フロン類を回収し、引取証明書を発行します。

※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

機器がない場合

機器がない場合でも、書面を保存してください！

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます！

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト　検索

http://www.env.go.jp/earth/furon/

■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局　http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室　TEL：03-3581-3351（内線6753）
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室　TEL：03-3501-1511（内線3711）

自然冷媒の普及促進（環境省補助金）

※令和８年度は10月13日まで受付中

コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和8年度予算額　7,000百万円（7,000百万円）】

環境省

コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図ります。

1. 事業目的

①モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
②省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
③一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
④フロン排出抑制法の取組強化と相まった温室効果ガスの大幅削減に向けた検証

2. 事業内容

我が国において、温室効果の高い代替フロンの排出量は増加傾向を示しており、2050年カーボンニュートラルの目標達成のために迅速な排出量削減が必要。代替フロンの迅速かつ効率的な排出削減のためには、規制的措置に加えて、脱フロン・脱炭素型の自然冷媒機器への転換の促進、また、過渡期においては、既設機からのフロン排出抑制に取り組む必要があり、それらを推進するために以下の事業を行う。

（1）脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業（間接補助事業）
国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

（2）フロン類対策による省CO_2効果等検証事業（委託事業）
冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等によるエネルギー起源のCO_2排出削減効果・代替フロン排出削減効果を分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

3. 事業スキーム

■事業形態：（1）間接補助事業　補助率：原則1／3※
（2）委託事業
■補助・委託対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
■実施期間：令和5年度～令和9年度

※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。
※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

4. 事業イメージ

（1）脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業



脱炭素型自然冷媒機器の例


食品製造ラインのフリーザー


中央方式冷凍冷蔵機器


冷凍冷蔵ショーケース

自然冷媒 × 省エネ

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室　電話：0570-028-341

（出典：環境省ホームページ）